

## 院内感染対策の指針

### 1. 院内感染対策に関する考え方

- 高松赤十字病院は、『患者さんが安心して、安全な医療が受けられる環境を提供する』ために、院内感染対策の指針を定め、感染予防と拡大防止の観点から感染防止対策に取り組む。

### 2. 院内感染対策のための委員会等、組織に関する基本的事項

- 感染防止対策においては、院内各部の職員は横断的に協力する。
- 院内の感染対策を効率的に実施していくために、以下の組織を設置する。

#### 1) 院内感染対策委員会

- ◆ 院内感染対策を迅速に実施するために、管理部門および各部門の代表者等より組織し、毎月一回の定例会議を開催する。
- ◆ 院内感染や抗菌薬使用状況の把握、院内環境の調整、感染時対処等に関する検討を行う。
- ◆ 決議事項を職員へ周知する
- ◆ 緊急時は、臨時会議を開催する。

#### 2) 感染対策室と感染対策チーム（ICT）

- ◆ 院内感染対策に関する問題把握するために感染対策室を設置し、専従者を配置する。
- ◆ 多職種で構成する感染対策チーム（ICT）は、定期会を開催し職種横断的に活動する。

### 3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

- 全職員を対象にした院内感染防止講習会を年二回以上実施する。また、部門別感染対策を充実するために、各部門において研修会を開催する。
- 必要に応じて、臨時講習会を開催する。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 院内検出菌の動向を把握するために、感染情報レポートを各部署へ毎週報告する。
- 耐性菌検出状況を院内感染対策委員会へ、毎月提出する。
- 問題となる病原菌が検出された場合、感染対策室へ連絡する。主治医は感染

症患者発生届を医療安全推進室（感染担当）に提出する。

#### 5. 集団感染発生時の対応に関する基本方針

- 同一菌による複数の感染・疑い事例が発生した場合は、感染対策室へ連絡する。
- 感染対策室/ICT は、早期に対応策を講じ、感染症の拡大防止に努める。
- 緊急時には院内感染対策委員会を臨時に開催するほか、再発防止に向けた職員教育を実施し、改善策の徹底を図る。
- 報告が義務付けられている感染症が発生した場合は、速やかに保健所へ報告する。

#### 6. 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

- 本指針は、当院ホームページにおいて閲覧できるようにし、入院患者・家族、来院の方々に、感染対策の理解と協力を得るよう努める。
- 近隣で流行している感染症について、掲示物等で院内へ注意喚起を行う。

#### 7. 院内感染対策を推進するための基本方針

- 院内感染対策のために「院内感染対策マニュアル」を整備し、定期的な見直しを行う。
- 職員は、「院内感染対策マニュアル」を理解するとともに、マニュアルに記載された感染対策を遵守する。

平成 21 年 8 月 1 日作成  
平成26 年 7 月 22 日改定

高松赤十字病院